

平成19年4月から年金制度が変わります

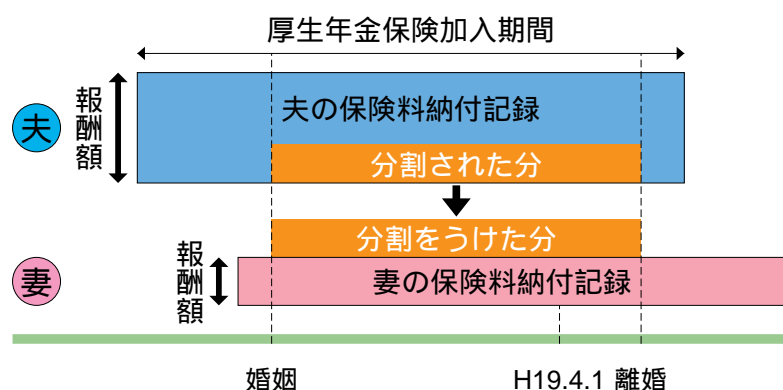
平成19年4月から実施される改正事項のポイントをご紹介します。

夫婦の年金

離婚時の厚生年金の分割

離婚したときに、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、報酬総額の多い方から少ない方へ分割することができます。国民年金(基礎年金)は分割の対象となりません。按分割合(分割をうける側の分割後の持分)は、夫婦間の話し合いで決めますが、話し合いがまとまらない場合は、裁判手続によって決めます。按分割合の上限は、夫婦の保険料納付記録の合計の2分の1です。年金分割の請求をすると、按分割合に基づいて夫婦それぞれの保険料納付記録を改定します。そして、改定後の保険料納付記録に基づいて計算された老齢厚生年金を、夫婦それぞれが自分の年金支給開始年齢に達してからうけます。すでに年金をうけている場合は、請求した月の翌月分から年金額が改定されます。

保険料納付記録の分割のイメージ



企業年金基金への影響

(旧)厚生年金基金の基本プラスアルファ部分や企業年金(第1・第2標準年金)については、分割の対象外です。

⚠️ 分割をうける方が加入員・受給者である場合、増額後の年金支給は国が行うため、当基金からのお知らせはありません。

新しい遺族年金制度のしくみ

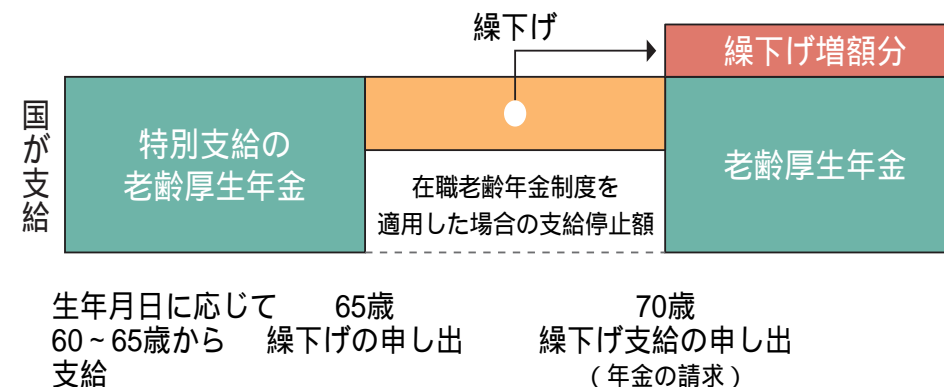
65歳以上の遺族配偶者がうける年金は、まず自分の老齢厚生年金をうけ、夫の遺族厚生年金や夫の遺族厚生年金の3分の2 + 自分の老齢厚生年金の2分の1、のいずれか高い額を下回る場合に、差額を遺族厚生年金としてうけます。夫死亡時に30歳未満で子のいない妻への遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。中高齢寡婦加算の支給要件が、夫死亡時「35歳以上」から「40歳以上」の妻になります。

65歳以上の年金

年金繰下げ制度の導入

65歳から支給される老齢厚生年金は、66歳以降の希望する年齢まで受給開始を繰下げることができます。年金の請求手続は、66歳以降、受給を開始したい年齢になったときに行います(66歳になる前に請求した場合は繰下げることができません)。繰下げ後の年金額には、繰下げ期間に応じた額(上限60月×0.7%)が加算されます。

厚生年金の受給権者が老齢厚生年金を繰下げてうける場合
(就労している人が70歳まで繰下げるケース)



在職老齢年金の拡大

在職中に年金が支給調整される在職老齢年金制度が、70歳以上の在職者についても適用されます。ただし、厚生年金保険料の負担はありません。支給調整は、65歳~69歳の在職者に適用されているしくみと同じです。

年金受給を辞退できるしくみの創設

年金受給中に、自らの判断で年金をうけないという選択が認められます。社会保険事務所に申し出れば、年金の全額が支給停止されます。支給停止後、いつでも受給を再開できますが、停止期間中の年金をさかのぼってうけることはできません。増額もありません。